

電波監理審議会（第971回）議事要旨

1 日 時

平成23年10月12日（水）15：00～

2 場 所

総務省会議室（10階1002会議室）

3 出席者（敬称略）

(1) 電波監理審議会委員

原島 博（会長）、前田 忠昭（会長代理）、松崎 陽子、山田 攝子、山本 隆司

(2) 電波監理審議会審理官

中道 正仁

(3) 幹事

原田 秀雄（総合通信基盤局総務課課長補佐）

(4) 総務省

桜井総合通信基盤局長、田中情報流通行政局長、稲田官房審議官 他

4 議 事 模 様

(1) 無線設備規則及び特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の各一部を改正する 省令案について （諮問第27号）

審議の結果、諮問のとおり改正することが適当との答申をした。

【内容】

河川や鉄道に阻まれたエリア、入り江又は山間地域等、光ケーブルを敷設することが困難なエリアでの代替手段や災害時の臨時回線等の用途として、80GHz帯を使った高速無線伝送システムの技術基準等を規定すべく、関連規定の整備を行うもの。

(2) 特定地上基幹放送局の再免許について （諮問第28号）

審議の結果、諮問のとおり免許を付与することが適当との答申をした。

【内容】

岐阜エフエム放送株式会社の特定期地上基幹放送局について再免許の申請があったため、免

許を付与するもの。

(3) 移動受信用地上基幹放送の業務の認定について

(諮問第29号)

審議の結果、諮問のとおり認定することが適当との答申をした。

【内容】

207.5MHz以上222MHz以下の周波数を使用して行うマルチメディア放送について、株式会社mmbiから移動受信用地上基幹放送業務の申請があったため、審理に基づき株式会社mmbiを認定するもの。

(文責：電波監理審議会事務局)